

社福第 1 9 7 - 3 号
河砂第 6 3 - 3 号
令和 3 年 4 月 3 0 日

各市町村長（福祉部局及び危機管理部局扱い） 様

埼玉県福祉部長（公印省略）
埼玉県県土整備部長（公印省略）

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 9 年 6 月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水想定区域内や、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられました。水防法や土砂災害防止法を所管する国土交通省は、令和 3 年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。

しかし、水防法に関する県内の避難確保計画作成済みの社会福祉施設は約 7 割（令和 2 年 1 0 月末時点）、土砂災害防止法に関する作成率は約 7 割（令和 3 年 3 月末時点）にとどまっている状況です。

このような状況を鑑み、社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、社会福祉施設等の長に対する文書を改めて作成しました。

については、貴市町村所管の該当施設に対しましても、貴職から周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、該当施設につきましては、貴市町村の防災担当課又は河川砂防担当課に御確認いただければと存じます。

また、国土交通省作成チラシ「都道府県・市町村の担当者の皆さまへ 水防法・土砂災害防止法の改正」も添付いたします。参考としていただければ幸いです。

【水防法に基づく避難確保計画等について】

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 TEL048-830-5137

【土砂災害防止法に基づく避難確保計画等について】

○県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 TEL048-830-5141

【本文書について】

○社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 TEL048-830-3276